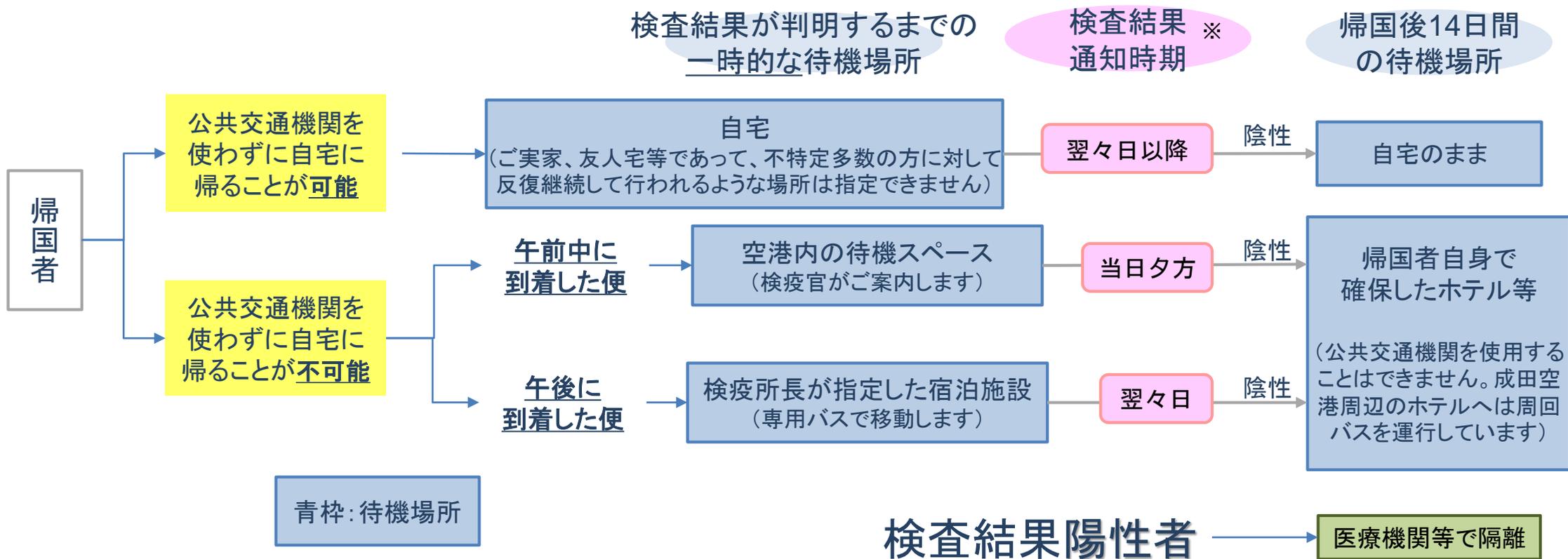


成田空港から入国する際の検疫手続について(下図参照)

- 到着日の過去14日以内に「入管法に基づく入国制限対象地域」に滞在歴のある人は、PCR 検査を実施します。
- 医師の判断により、「検疫強化対象地域」に滞在歴がある方で症状がある人等もPCR検査を実施する場合があります。
- 帰国日を0日目として14日目までは、公共交通機関は使えず、検疫所長が指定する場所に待機していただきます。



※ 通知時期はあくまでも目安としてください。

自宅へ帰られた人には、到着日の翌々日以降 (質問票にメールアドレスを記載していただいた人には2日目、電話番号のみ記載の人、またメールアドレスが不明瞭な人は3日目以降に電話)に結果をお知らせしています。陽性と判明した人には、速やかに結果をお知らせしています。